

1 2 月 7 日 (第 1 号)

# 令和2年豊能町議会12月定例会議会議録目次

令和2年12月7日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	4

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第3号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	4
-------	--------------------------	---

（議案提案説明）

第73号議案	豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件	4
第74号議案	豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件	5
第75号議案	豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件	6
第76号議案	令和2年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件	7
第77号議案	令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件	10
第78号議案	令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件	11
第79号議案	令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件	12
第80号議案	令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件	12

散 会 の 宣 告 .....	1 3
-----------------	-----

## 令和2年豊能町議会12月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和2年12月7日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 11名

2番 田中 龍一	3番 中川 敦司
4番 寺脇 直子	5番 菅野英美子
6番 永谷 幸弘	7番 井川 佳子
8番 小寺 正人	9番 秋元美智子
10番 高尾 靖子	11番 西岡 義克
12番 川上 勲	

欠席議員 1名 長澤 正秀

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	まちづくり調整監	松本真由美
保健福祉部長	上浦 登	住 民 部 長	大西 隆樹
都市建設部長	高木 仁	こども未来部長	八木 一史

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

## 議事日程

令和2年12月7日（月）午前9時30分開議

- |        |            |   |
|--------|------------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第 2  | 第 3 号諮問    | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること<br>について                |
| 日程第 3  | 第 7 3 号議案  | 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における<br>選挙運動の公費負担に関する条例制定の件 |
| 日程第 4  | 第 7 4 号議案  | 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及<br>び費用弁償に関する条例改正の件     |
| 日程第 5  | 第 7 5 号議案  | 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等<br>改正の件                |
| 日程第 6  | 第 7 6 号議案  | 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第8回）<br>の件                 |
| 日程第 7  | 第 7 7 号議案  | 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業<br>勘定補正予算（第2回）の件       |
| 日程第 8  | 第 7 8 号議案  | 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療<br>所施設勘定補正予算（第3回）の件    |
| 日程第 9  | 第 7 9 号議案  | 令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補<br>正予算（第1回）の件          |
| 日程第 10 | 第 8 0 号議案  | 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定<br>補正予算（第3回）の件         |

開会 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和2年豊能町議会12月定例会議を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で、議員間の距離を取るため、通常の議席場所から変更しております。

皆様にはマスクの着用をしていただいておりますが、発言の際にもマスクの着用のままでお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、傍聴者間の距離を取るために、本会議場の傍聴席には定員20名のうち5名の方のみ入っていただき、残りの方につきましては音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

それでは定例会議に当たりまして町長から御挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

議員の皆様、おはようございます。

豊能町議会12月定例会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本当にめっきりと寒さが増してまいりました。師走を迎え本年もあと僅かという形になりました。議員各位の皆様におかれましては本当に師走の御多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。平素から町政に対して本当に御尽力を賜りありがとうございます。

さて、本年はもう僅かとなりましたけれども、新型コロナウイルス感染症に始まって終わるのかと思いながらも、終わる気配は全くない状態になってきております。さらなる拡大が本当に心配されるところでございますけれども、本町におきましても一昨日です

けれども新たな感染者が発見、出ました。延べ21名の方が感染されたということになります。注目すべきはこの11月から12月、今日までですけれども、11名の方が感染されたということで、本当に急激に拡大をしているということになります。本町の皆様方におかれましては本当に当初から感染予防をしっかりといただき、そして休業要請も従っていただきながら、本当に市民生活に影響を与えながらもですけれども頑張っていたところがございますけれども、今般、やはり大阪市内でありますとか人が密になるところからの移動による感染拡大というところが出ておりますので、大阪府におきましてもできる限り不要不急の外出を控えるような形での発表になりました。改めて町民の皆様をお願いを申し上げるところでございます。このコロナに関しては学校休園そして市民生活に多大な影響を与えました。それに伴う経済対策、それから必要な方々への支援、そして感染予防策、しっかりと取ってきたつもりでございますけれども、さらなる拡大を懸念いたします。いま一度、私たちの生活、そして感染予防対策のチェックが必要な時期に来たというように感じております。これから師走に向けて本当に人が交流をするという機会になります。改めて御注意をぜひお願いを申し上げたいと思います。

本日提出いたします議案は、人事1件、条例制定1件、条例改正2件、補正予算の5件でございます。十分御審議を頂き御決定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおり

でございます。

なお、12月定例会議の会議期間は、本日から12月18日までの12日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番・井川佳子議員及び8番・小寺正人議員を指名いたします。

日程第2「第3号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

それでは、第3号諮問、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして御説明申し上げます。

人権擁護委員の任期満了に伴いまして委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会に意見を求めるものでございます。

本件は、令和3年6月30日をもって人権擁護委員の任期が満了するのに伴い、再度候補者として法務大臣に対し推薦するものでございます。

それでは候補者の略歴を御説明申し上げます。別紙略歴表も御覧ください。

お名前は向井裕彦さん。御住所は豊能町吉川173番地。生年月日は昭和31年11月22日でございます。

向井さんは平成30年より人権擁護委員として人権擁護に幅広く御活躍いただいております。今後も人権擁護委員として適切に対処いただける方であると存じますので、引き続きの人権擁護委員に推薦するものでございます。なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

議員の皆様には御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本件に対する質疑を行います。  
（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。  
（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
本件は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方は起立願います。  
（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。  
よって、第3号諮問は原案のとおり適任と認められました。

日程第3「第73号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

おはようございます。

第73号議案、豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件について御説明させていただきます。

本件は、公職選挙法の改正に伴い、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、及び選挙運動用ポスターの作成について、条例により選挙公営の対象となったため、これに関し必要な事項を定める条例を新たに制定するものでございます。

それでは、条例の概要について御説明さ

させていただきます。概要書を御覧ください。

本条例につきましては、第2条から第5条に選挙運動用自動車の使用に関する事項を、第6条から第8条につきましては選挙運動用ビラの作成に関する事項を、第9条から第11条には選挙運動用ポスターの作成に関する事項についてそれぞれ規定しております。

それでは条例の各条文につきまして説明させていただきます。議案書の3ページを御覧ください。

第1条には条例の趣旨として先ほど申し上げました条例の概要について規定しております。

第2条には選挙運動用自動車の使用の公費負担として、1人につき6万4,500円を上限として、候補者の提出届出日から選挙期日の前日まで無料で使用できることを規定しています。

第3条には選挙運動用自動車を無料で使用する場合、契約を締結し、選挙管理委員会に届出をする必要があることを規定しています。

第4条には選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払について、候補者が契約する相手により支払金額及び支払方法について規定しています。第1号として一般乗用旅客自動車運送事業者、いわゆるタクシー・ハイヤー事業者との契約の場合、第2号として選挙運動用自動車の借入契約、燃料の供給契約、自動車の運転手との雇用契約について規定しています。

第5条には選挙運動期間中の同一の日に第4条の第1号・第2号の契約が同時になされている場合には、どちらか一方のみが無料の対象となり、候補者がどちらかを選択することを規定しています。

第6条には選挙運動用のビラについて、町長選挙につきましては2種類以内の5,0

00枚まで、町議会議員選挙につきましては2種類以内の1,600枚までを上限として無料で作成できる旨規定しています。

第7条には選挙運動用自動車と同様にビラの作成についても契約を締結し、選挙管理委員会に届出をする必要があることを規定しています。

第8条にはビラ作成の支払について、作成業者に直接支払を行うことを規定しています。

第9条には選挙運動用のポスターについて、ポスター掲示場の数を上限として無料で作成できる旨規定しています。ポスター掲示場の数は、昨年7月に実施しました参議院議員通常選挙の際は81か所となっています。

第10条には自動車、ビラと同様にポスター作成について契約を締結し、選挙管理委員会に届出をする必要があることを規定しています。

第11条にはビラと同様にポスター作成の支払について作成業者に直接支払を行うことを規定しています。

第12条にはこの条例の規定による処分等は、豊能町行政手続条例による規定を適用しないことを規定しています。

第13条にはその他の委任事項について規定しています。

附則についてですが、施行期日としてこの条例は公布の日から施行することとし、適用区分として条例が適用されるのはその選挙の告示日によることについて規定するものです。

条例についての説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第4「第74号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償



に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第74号議案、豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の9ページと概要資料を御覧ください。

本件は、学校医、学校歯科医もしくは学校薬剤師、または保育所の嘱託医もしくは嘱託歯科医、その他これらに準ずるものの報酬の額について定めるものでございます。

平成29年に地方公務員法が改正され、臨時・非常勤の職員の任用根拠や報酬、給与等が明確化されるようになりました。本町におきましても臨時・非常勤職員のすみ分け、特別職の非常勤職員の任用要件を厳格化し、会計年度任用職員と特別職の非常勤職員とに分ける条例改正を行い、令和2年4月から施行しているところです。ところが教育委員会部局管轄である学校医等について、特別職の非常勤ではあるものの報酬額を明文化していませんでしたのでこれを定めるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしますが、学校医等は既に任用しておりますので、条例の規定は令和2年4月1日から適用するものでございます。

御説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第5「第75号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

おはようございます。

それでは、第75号議案、豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件について、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案書の11ページを御覧ください。

本件は、所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正等に伴いまして規定の整備を行うものでございます。

続きまして議案書の12ページ、13ページと、あと概要説明資料、新旧対照表も併せて御覧いただけますでしょうか。

改正といたしましては、第1条で豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例の一部改正を行いまして、第2条で豊能町営住宅条例の一部改正を行い、第3条で豊能町都市計画下水道事業受託者負担に関する条例の一部改正をそれぞれ行うものでございます。

改正の内容につきましては、所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正等により特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合等の名称に変更改正され、計算の前提となります割合が新たに平均貸付割合と規定されたことから、同様の改正を行うことといたしまして、豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例、豊能町営住宅条例、豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の三つの条例の附則におきまして、延滞金の割合等の特例として規定されております、それぞれの条例中にございます特例基準割合等の文言の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、施行日を令和3年1月1日とし、経過措置といたしまして改正後の規定は施行日以降の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対する延滞金につきましてはなお従

前の例によるとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第6「第76号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第76号議案、令和2年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページを御覧ください。

令和2年度豊能町一般会計補正予算（第8回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,518万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億6,494万3,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に第2条といたしまして繰越明許費でございます。6ページの「第2表 繰越明許費」に記載のとおり、吉川中学校プール吸込配管改修事業につきまして年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

次に第3条としまして債務負担行為の補正でございます。7ページの「第3表 債務負担行為追加」に記載のとおり、町立スポーツ施設管理委託事業につきまして、令和2年度から5年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

次に第4条といたしまして地方債の補正でございます。8ページを御覧ください。

追加と変更がございますが、まず「第4表 地方債補正追加」のとおり、10月の臨時議会でお認めいただきました小中一貫校施設整備のうち、実施設計に係る義務教育施設大規模改造事業債について新たに起債を発行するものでございます。

次に地方債補正変更でございます。9月議会でお認めいただきました光風台6丁目緑地災害対策工事のうち一般単独災害復旧事業に係る起債の限度額を増額するものでございます。

なお、今回の地方債の補正につきましては、義務教育施設、大規模改造事業、災害復旧事業ともに既に予算措置をしております事業費に対する財源振替を行うもので、歳出における事業費自体が増加するものではございません。

それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては給与条例の改正や4月の人事異動に伴う人件費の補正を行っております。人件費事業につきましては説明を省略させていただきますので御了承願います。

最初に歳出について御説明申し上げます。19ページをお開きください。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の7. 基金管理事業財政調整基金積立金であります。前年度繰越金の2分の1の金額を積み立てるものでございます。

同じくふるさとづくり基金積立金であります。ふるさと寄附金の増額が見込まれるため、その増額分をふるさとづくり基金に積み立てるものでございます。

目5・財産管理費、2. 普通財産管理事業であります。旧高山教員住宅の解体費

用を補正するものでございます。

目6・企画費、3. 町政PR事業でありますが、ふるさと寄附金の増額に伴い、返礼品等の費用を補正するものでございます。

目10・防災諸費、2. 防災対策事業でありますが、ドローン購入に係る費用を補正するものでございます。

目11・自治振興費、4. 自治会運営支援事業でありますが、新光風台自治会館女子トイレ改修に要する費用に係る補助金を補正するものでございます。

22ページをお開きください。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の2. 国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業でありますが、人件費、事務費に係る費用を国民健康保険特別会計へ繰出するものでございます。

同じく7. 障害者自立支援事業でありますが、障害者自立支援給付費の増加に伴い扶助費を補正するとともに、事業確定に伴う国への償還金を補正するものでございます。

同じく10. 障害者福祉事務事業でありますが、令和3年度の報酬改定に伴う審査支払システムの改修に係る費用を補正するものでございます。

同じく11. 障害児福祉事務事業でありますが、障害児通所サービス給付費の増加に伴い扶助費を補正するものでございます。

次に目2・老人福祉費の3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業でありますが、人件費の減額、介護保険システム改修に係る国庫補助金の交付に伴い、介護保険特別会計への繰出金を減額するものでございます。

同じく4. デイサービスセンター管理事業でありますが、いきいきデイサービス

センターの空調設備設置に係る指定管理者への負担金を補正するものでございます。

次に目10・後期高齢者医療費の1. 後期高齢者医療特別会計繰出金事業でありますが、後期高齢者医療システム改修に係る費用の繰出金を補正するものでございます。

同じく2. 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金事業でありますが、令和元年度大阪府後期高齢者医療定率負担金の確定に伴い、精算に係る費用を補正するものでございます。

23ページを御覧ください。

項2・児童福祉費、目2・児童福祉施設費の2. 吉川保育所管理事業及び4. 子育て支援センター運営事業でありますが、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る消毒用アルコールなどの購入費用を補正するものでございます。

次に目4・育成室運営費の2. 留守家庭児童育成室管理事業でありますが、同じく新型コロナウイルス感染症予防対策に係る消毒用アルコールなどの購入費用を補正するものでございます。

24ページをお開きください。

項3・国民年金費、目1・国民年金事務取扱費の2. 国民年金事業でありますが、国民年金システムの改修に係る費用を補正するものでございます。

25ページを御覧ください。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費の3. 国民健康保険特別会計診療所施設勘定繰出金事業でありますが、人件費に係る費用の繰出金を補正するものでございます。

26ページをお開きください。

項2・清掃費、目1・塵芥処理費、5. ごみ収集事業でありますが、清掃職員用兼災害時避難者対策用シャワーブース設置

に係る費用を補正するものでございます。

27ページを御覧ください。

款6・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費の3. 農業振興事業でございますが、新規就農者に対する農業用機械等の購入補助金及び新規青年就農者に対する給付金に係る費用を補正するものでございます。

30ページをお開きください。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の5. 学校教育充実事業でございますが、GIGAスクール構想におけるサポーター配置支援及び通信機器の整備に係る費用を補正するものでございます。

31ページを御覧ください。

項3・中学校費、目1・学校管理費の2. 中学校管理事業でございますが、吉川中学校プール吸込配管改修に係る費用を補正するものでございます。

32ページをお開きください。

項4・幼稚園費、目1・幼稚園管理費の4. ふたば園管理事業でございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る消毒用アルコールなどの費用を補正するものでございます。

34ページをお開きください。

款11・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目2・公園施設災害復旧費でございますが、光風台6丁目緑地の災害復旧事業につきまして地方債を充当するため財源振替を行うものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

12ページへお戻りください。

まず、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節1・社会福祉総務費国庫負担金の2. 障害者自立支援給付費等国庫負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げます障害

者自立支援事業の給付に係る国庫負担金でございます。

同じく3. 障害児施設措置費給付費等国庫負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました障害児通所支援等事業の給付に係る国庫負担金でございます。

次に項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節4・防災諸費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げましたドローン購入に係る国庫補助金でございます。

次に、節6・財産管理費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました高山教員住宅の解体費用に係る国庫補助金でございます。

次に、目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉総務費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました審査支払システム改修に係る国庫補助金でございます。

次に、節6・後期高齢者医療費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました後期高齢者医療システム改修に係る国庫補助金でございます。

13ページを御覧ください。

目3・衛生費国庫補助金、節6・塵芥処理費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました清掃職員用兼災害時避難者対策用シャワーブース設置に係る国庫補助金でございます。

目4・農林水産業費国庫補助金、節2・農業振興費補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました新規就農者に対する農業用機械等の購入補助金に係る国庫補助金でございます。

目6・教育費国庫補助金、節1・事務局費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げましたGIGAスクール構想に係る国庫補助金でございます。

項3・国庫委託金、目2・民生費国庫委託金、節2・国民年金事務取扱費国庫委託金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました国民年金システム改修に係る国庫委託金でございます。

14ページをお開きください。

款16・府支出金、項1・府負担金、目2・民生費府負担金、節1・社会福祉総務費府負担金の2. 障害者自立支援給付費等府負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました障害者自立支援事業の給付に係る府負担金でございます。

次に、3. 障害児施設措置費給付費等府負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました障害児通所支援等事業の給付に係る府負担金でございます。

項2・府補助金、目2・民生費府補助金、節7・児童福祉施設費府補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました吉川保育所、子育て支援センター、留守家庭児童育成室、ふたば園の新型コロナウイルス感染症予防対策に係る府補助金でございます。

次に、目5・農林水産業費府補助金、節2・農業振興費府補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました新規青年就農者に対する給付金に係る府補助金でございます。

次に、目8・教育費府補助金、節1・事務局費府補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げましたGIGAスクール構想に係る府補助金でございます。

15ページを御覧ください。

款18・寄附金、項1・寄附金、目1・一般寄附金、節2・ふるさと寄附金でございますが、ふるさと寄附金の増額が見込まれるため増額するものでございます。

款19・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、

今回の補正による財源調整として7,023万7,000円を減額するものでございます。

目3・ふるさとづくり基金繰入金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました町政PR事業に対して繰入れを行うものでございます。

16ページをお開きください。

款19・繰入金、項2・特別会計繰入金、目1・介護保険特別会計事業勘定繰入金でございますが、保険料軽減に対する繰入金の精算に伴う繰入れを行うものでございます。

款20・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金でございますが、前年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

17ページを御覧ください。

款22・町債でございますが、8ページの「第4表 地方債補正」で申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第7「第77号議案 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

おはようございます。

それでは、第77号議案、令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ430万2,000円を増額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ29億7,461万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明させていただきます。

お手元の補正予算書7ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の人件費事業65万円につきましては、給与条例の改正に基づく手当の改定及び人事異動に伴う所要額等につきまして給与費の補正をするものでございます。

2. 国民健康保険事務事業196万5,000円につきましては、所得税に係る税制改正への対応等のため国保システムの改修を行うものでございます。

款1・総務費、項2・徴収費、目1・賦課徴収費の国民健康保険料賦課徴収事業38万7,000円につきましては、コンビニ収納及び口座振替受付サービスの取扱手数料等について補正するものでございます。

款8・諸支出金、項1・償還金及び還付金、目1・一般被保険者保険税還付金130万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどした世帯に対する保険料減免が増加したため補正するものでございます。

続きまして歳入の御説明をさせていただきます。

お戻りいただきまして6ページをお願いいたします。

款5・府支出金、項1・府補助金、目2・保険給付費等交付金の319万9,000円につきましては、先ほど歳出で申し上げました国保システムの改修及び保険料の減免に要する費用について特別調整交付金として交付されるものでございます。

款6・繰入金、項1・他会計繰入金、目1・一般会計繰入金の110万3,000円

は、職員給与費及び賦課徴収費につき一般会計から繰り入れるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第8「第78号議案 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第78号議案、令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は人件費事業によるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ25万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,104万2,000円とするものでございます。

それでは歳出より御説明させていただきます。

お手元の補正予算書6ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の人件費事業25万円につきましては、給与条例改正に基づく手当の減額改定及び人事異動に伴う所要額等につきまして給与費を補正するものでございます。

続きまして歳入の御説明をさせていただきます。

5ページをお開き願います。

一般会計繰入金25万円につきましては人件費分を一般会計から繰入れするもので

ございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第9「第79号議案 令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第79号議案 令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は法改正に伴うシステム改修に係る補正でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ459万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,990万7,000円とするものでございます。

それでは歳出より御説明させていただきます。

お手元の補正予算書6ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の後期高齢者医療事務事業459万1,000円につきましては、所得税に係る税制改正への対応及び保険料均等割軽減特例の見直しに伴うシステム改修に係る費用を補正するものでございます。

続いて歳入の説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・事務費繰入金の高齢者医療制度円滑運営事業等繰入金は、先ほど歳出で御説明させていただきましたシステム整備費用について一般会計から繰入れするものでござ

います。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第10「第80号議案 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第80号議案、令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,558万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ25億2,915万7,000円とするものでございます。

それでは歳出より御説明させていただきます。

お手元の補正予算書9ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の1. 人件費事業100万円につきましては、人事異動等に伴う所要額につきましては、給与費を補正するものでございます。

2の介護保険事務事業193万1,000円につきましては、制度改正に伴う介護保険システムの改修に係る費用を補正するものでございます。

10ページの款4・地域支援事業費、項1・介護予防生活支援サービス事業費及び下段の項2・一般介護予防事業費の各事業については国庫補助金を充てるため財源振替を行うものでございます。

11ページの項3・包括的支援事業費、任意事業費の人件費事業320万円については、人事異動等に伴う補正を行うものでございます。

12ページの款5・基金積立金、項1・基金積立金、目1・介護給付費等準備基金積立金の7,783万7,000円につきましては、前年度介護保険料の余剰分を基金に積み立てるものでございます。

款7・諸支出金、項2・繰出金、目1・一般会計繰出金1万5,000円につきましては、前年度の繰入金の過不足を精算するものでございます。

次に歳入の御説明をさせていただきます。

お戻りいただきまして6ページをお開き願います。

款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料は、次の国庫補助金の交付による財源調整及び包括的支援事業の人件費の減額相当分について補正するものでございます。

款3・国庫支出金、項3・国庫補助金、目3・包括的支援事業等費交付金は、同事業の人件費減額相当分について補正するもので、目4・介護保険事業費国庫補助金は、介護保険システムの改修費に関する国からの補助金を、そのほか目5・保険者機能強化推進交付金及び目6・介護保険保険者努力支援交付金について、それぞれ計上するものでございます。

款5・府支出金、項2・府補助金から、次の款6・繰入金、項1・一般会計繰入金の目4・その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金までは、人件費に係る補正を、また、一般会計繰入金のうち事務費繰入金については、介護保険システムの改修費について補正するものでございます。

款8・繰越金、7,785万2,000円につきましては前年度決算における繰越金で

ございまして、歳出で説明いたしました基金に積み立てる財源及び繰出金に充てるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

提案理由の説明は以上で終了いたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、12月8日午前9時30分より会議を開きます。

御苦勞さまでございました。

散会 午前10時15分



本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第 3 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 3 号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件
- 第 7 4 号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件
- 第 7 5 号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件
- 第 7 6 号議案 令和 2 年度豊能町一般会計補正予算（第 8 回）の件
- 第 7 7 号議案 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 回）の件
- 第 7 8 号議案 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第 3 回）の件
- 第 7 9 号議案 令和 2 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）の件
- 第 8 0 号議案 令和 2 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 回）の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 7番

同 8番